

昭和46年度末県立学校教職員退職・採用・転任件数調

異動 種別 学校 種別	退 職					採 用					転 任					総 計
	校長	教員	計	事務 職員	計	校長	教頭	計	事務 職員	計	校 長	教 頭	計	事務 職員	計	
小 学 校	49	142	191	4	195	57	68	125	15	140	113	1,587	1,700	32	1,732	2,067
中 学 校	19	53	72	6	78	27	52	79	13	92	46	926	972	37	1,009	1,179
養 護 学 校		1	1		1	1		1		1		28	28	1	29	31
合 計	68	196	264	10	274	85	120	205	28	233	159	2,541	2,700	70	2,770	3,277

2. 県立学校の人事・任用

(1) 人事移動の基本方針

教育委員会において決定された、県立学校教職員人事関する方針、ならびに県立学校事務職員人事に関する方針の内容は、次のとおりである。

昭和47年度末県立学校教職員人事に関する方針

教育に対する県民の期待と要望にこたえ、学校教育の刷新充実をはかり、本県教育水準の向上を期するためには、教職員組織の充実強化が行なわなければならない。

本委員会は下記方針に基づき、年度末教職員人事異動を行なうが、これが実施にあたっては広く県民各位と特に教育関係者の積極的な協力を切望してやまない。

記

I. 基本方針

1. 全県の視野にたつて適材を適所に配置し、教育効果の向上をはかる。
2. 教育の機会均等の理念に立脚して、各学校の教職員組織の充実と均衡化をはかる。
3. 厳正公平な人事を行ない、教職員の士気の高揚をはかる。

II. 重 点

1. 教育の刷新充実をはかるため、有能適格な教職員の確保につとめ、新進有為な人材の登用をはかる。
2. 教職員組織の充実と均衡化をはかるため、教育課程に即応した教職員の適正な配置、ならびに同一校永年勤続者の交流を行なう。
3. 特殊教育諸学校における教職員組織の刷新充実をはかる。
4. 農業科を中心とする高等学校の再編成、ならびに特殊教育諸学校の拡充整備にともなう教職員の配置については、特に考慮する。
5. 学校管理の適正化をさらに推進するため、管理職の選考および配置の適正を期する。

III. 実施方針

1. 採 用

- (1) 教員については資格・人物・健康・勤務成績等に基づいて選考し、その配置の適正を期する。
- (2) その他の職員については教員に準じて行なう。

2. 交 流

- (1) 免許状・性別・年齢構成・給与平均額の均衡をはかるため、つとめて広域にわたって交流を行なう。
- (2) 都市と農村およびへき地との交流を行なう。
- (3) 高等学校の学科の設置廃止にともなう配置転換、学校種別（高等学校・特殊教育諸学校）間および課程（

（全日制・定時制・通信制）間の適正な交流を行なう。

- (4) 同一校永年勤続者の適正な交流を行なう。

3. 昇 任

- (1) 校長については、その職責の重要性にかんがみ、資格・人物・健康・勤務実績・指導力等のすぐれた者のうちから厳選する。
- (2) 副校長・教頭・定時制主事・通信制主事については校長に準じて厳選する。
- (3) 上記以外の職についても資格・人物・健康・勤務成績等を考慮して行なう。

4. 降任及び退職

勤務成績・年齢・勤務年数等を考慮して慎重に行なう。

IV. この方針の運用

この方針は昭和48年度における年間人事についても準用する。

昭和47年度末県立学校事務職員人事方針

県立学校教育の刷新充実をはかり、本県教育水準の向上を期するためには、教員組織の充実強化と相まって学校事務のより一層の近代化能率化をはかる必要があるため、次の方針にもとづいて事務系職員（以下「事務職員」という）の人事を行なう。

I. 基本方針について

1. 適材を適所に配置し、学校事務の向上をはかる。
2. 各学校の事務職員組織の充実と均衡化をはかる。
3. 厳正公平な人事を行ない、職員の士気の高揚をはかる。
4. 教育庁および知事部局との積極的な交流をはかる。

II. 実施方針について

1. 採用について

- (1) 主事、主事補については、資格、人物、健康等をじゅうぶん審査して採用する。
- (2) その他の職員（司法補、栄養士、用務員等）については、(1)に準じて選考する。

2. 交流について

- (1) 職種、年齢構成、性別等の均衡をはかるため、つとめて広域にわたって交流を行なう。
- (2) 同一校永年勤続者の適正な交流を行なう。
- (3) 特に事務職員（主事補を含む）については、学校と教育庁および知事部局との積極的な交流につとめる。

3. 昇任について

- (1) 事務長については、その職責の重要性を考慮して厳選する。
- (2) その他の役付職員については、事務長に準じて選考する。
- (3) 上記以外の職種についても、資格、人物、健康、勤務成績等を考慮して選考する。